

大牟田市ともだちや絵本美術館の指定管理者募集に係る質問書の回答

No1「指定管理料上限額 1 年につき 36,000 千円(税込)」とありますが、

①履行期間 5 年間の総額が、36,000 千円×5 年=180,000 千円の認識でまちがいないですか？

②例えば下記のような感じで、5 年間の総額を年度別の総額を振り分けることは可能でしょうか？

9 年度 40,000 千円 10 年度 38,000 千円 11 年度 36,000 千円

12 年度 34,000 千円 13 年度 32,000 千円

合計 180,000 千円

回答:①指定管理料の上限額は、募集要項において「1 年につき 36,000 千円(税込)」と定めています。このため、各年度の指定管理料の提案額は 36,000 千円(税込)が上限となります。したがって、各年度に 36,000 千円を提案した場合の 5 年間の合計額は 180,000 千円(税込)となります。但し、これは 5 年間の指定管理料として 180,000 千円の交付を保証するものではありません。指定管理料は、申請者からの提案価格、事業計画及び収支予算等を踏まえて決定します。

②年度ごとに指定管理料の提案額を設定することは可能ですが、各年度 36,000 千円(税込)が上限となります。したがって、令和 9 年度 40,000 千円、令和 10 年度 38,000 千円とする提案はできません。

No2 当該指定管理料の算定に用いた人件費、事業費、管理費、光熱水費、修繕費、その他経費の内訳をご教示ください。

回答:以下表を参照ください。

費 目	内 訳	費 用
人件費	人件費	27,000 千円
事業運営費	イベント運営費・情報発信費・オブジェ等 製作費・保険加入料・ワークショップ費	5,200 千円
一般管理費	光熱水費・その他	3,800 千円

No3 指定管理料の積算における各費目の単価、数量、積算根拠について、開示可能な限り、詳細にご教示ください。

回答:No2 の回答を参照ください。

No4 令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度について、本施設の管理運営に要した実績額を、可能な範囲で人件費、光熱水費、修繕費、委託費、事業費、消耗品費、広告宣伝費等の費目別にご教示ください。

回答:本施設は、令和8年度まで業務委託により運営していました。このため、人件費及び事業費については業務委託費として市が支出しています。また、施設の維持管理に係る費用については、市が支出しています。

No5 本施設の指定管理業務に係る令和 6 年度及び令和 7 年度の収支決算資料について、開示可能ご提供いただけますでしょうか。

回答:本施設は、令和 8 年度までは業務委託により運営していたため、指定管理者制度における事業報告書等のような施設全体の収支決算資料はありません。業務委託に係る契約金額及び市の支出については、市の予算・決算において管理しています。なお、次期指定管理期間においては、指定管理者は年度ごとに施設の管理運営に係る経費の収支状況を作成し、市へ提出することとなっています。

No6 人件費、最低賃金、物価、水光熱費等義務的経費が著しく上昇した場合、指定管理料を年度途中又は翌年度に変更する制度はありますか。

回答:人件費、最低賃金、物価、水光熱費等の上昇を理由として、指定管理料を年度途中又は翌年度に自動的に変更する制度は定めていません。自然災害等の指定管理者の責めによらない特別な事情を除き、当該年度の指定管理料は変更しないものとしています。なお、募集要項のリスク分担表に定める事項については、同表に基づき市と指定管理者で負担を分担することとなります。

No7 指定管理料及び自主事業収入等について、消費税及び適格請求書制度上の取扱いをご教示ください。

回答:本施設は利用料金制を採用していません。指定管理者が実施する自主事業等の収入は指定管理者の収入としています。消費税及び適格請求書制度(インボイス制度)に係る具体的な取扱いについては、指定管理者の課税事業者・免税事業者等の状況及び個々の取引内容に応じ、関係法令に基づき適切に処理してください。

No8 指定管理者が負担する経費と大牟田市が負担する経費について、費目別の明確な区分をご教示ください。

回答:基本的な費用負担区分は、次のとおりです。

指定管理者の負担)

美術館の清掃、警備及び安全管理、設備等の保守点検、光熱水費、電話料金、日常的な管理に必要となる部品・消耗品の購入、1 件当たり 10 万円(税込)未満の施設・設備の修繕、指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備の修繕、美術館敷地内の植栽管理等、その他指定管理業務の実施に必要となる経費
市の負担)

1 件当たり 10 万円(税込)以上の施設・設備の修繕、施設の改修、災害の復旧、行政財産の使用許可に関する業務

なお、1 件当たり 10 万円未満の修繕については指定管理者の負担ですが、年間総額が 120 万円を超える見込みとなった場合は、市と協議することとしています。

No9 大規模修繕、設備更新及び施設改修について、市と指定管理者の費用負担区分及び金額基準をご教示ください。

回答:現時点において、令和 9 年度から令和 13 年度までの指定管理期間中に、市が予定している大規模修繕、設備更新及び施設改修はありません。

No10 現在、本施設において外部委託している業務について、業務名、委託先、契約期間、契約方式及び年間契約金額を開示可能な範囲でご教示ください。

回答:現在外部委託している業務については、以下となります。

業務区分	委託先(契約期間・契約方式)	8 年度(税込み)
建築設備定期点検	(株)モトムラ	¥54,120
機械警備	株式会社 にしけい	¥266,640
自動ドア設備保守点検	福岡トーヨー株式会社	¥31,680
清掃	母子寡婦会	¥924,000
除草(動物園含む)	(有)原田緑地建設	¥3,102,000

なお、除草(動物園含む)業務については、引き続き市の支出により実施する予定であり、今回の指定管理業務には含まれていません。

No11 清掃業務について、現在の委託範囲、年間契約金額、清掃頻度及び指定管理者による業務方法の変更可否をご教示ください。

回答:清掃業務は指定管理者が実施すべき業務に含まれており、常に快適な施設を入館者に提供できるよう、適切に実施することとしています。なお、年度契約の為業者の変更は可能です。また、清掃方法等は、仕様書に定める水準を満たすことを前提として、市と協議してください。※年間契約金額はNo10 参照

(委託範囲)

・トイレ清掃

① 多目的トイレ(オムツ交換台1、大便器1、オストメイト1、洗面台2)

② 授乳室(オムツ交換台1、洗面台1、流し台1)

③ 女子トイレ(オムツ交換台1、大便器3、小便器1、洗面台3)

④ 男子トイレ(大便器2、小便器2、洗面台2)

・ガラス拭き

・エアコンフィルター清掃

・全熱交換器フィルター清掃

No.12 警備・機械警備について、現在の契約内容、年間契約額及び指定管理者による契約変更の可否をご教示ください。

回答:詳細は以下となります。なお、警備システム範囲は以下の仕様書上に定める範囲とし、警備機器の設置箇所、種類及び数量については事前に設置計画書を提出し、承認を受けることとします。なお、年度契約の為業者の変更は可能です。

※年間契約金額はNo10参照

(警備範囲)

・絵本美術館に通ずるすべての門

・絵本美術館建物本体

・その他必要と認められる部分

(警備任務)

- ・警備対象物の火災、盗難及び損壊行為の予防並びに早期発見及び拡大防止
- ・既設自動火災報知設備との連動による警戒及び監視(終日)
- ・異常事態発生時における事態の確認及び処置並びに関係先への通報及び連絡
- ・警備実施事項の報告

No13 空調、電気、消防、給排水、エレベーターその他設備について、保守点検の対象、頻度、現在の委託先及び年間費用をご教示ください。

回答:建物設備定期点検の中で行っております。※年間契約金額はNo10参照

No14 指定管理者が業務の一部を第三者へ委託する場合、委託可能な業務及び市の承認が必要となる業務をご教示ください。

回答:指定管理業務に係る全業務を第三者へ一括して委託することはできません。一方、個々の具体的業務については、あらかじめ市の承認を受けた場合には、第三者へ委託することができます。なお、建築設備定期点検、機械警備、自動ドア設備保守点検、清掃、除草(動物園含む)については、現在外部委託している業務です。

No15 現在の委託契約について、次期指定管理者が引き継ぐ必要のある契約はありますか。また、指定管理者が新たに事業者を選定することは可能でしょうか。

回答:現在の委託契約について、次期指定管理者が当然に契約を引き継ぐことを義務付けるものではありません。次期指定管理者は、仕様書に定める業務を適切に履行するため、必要に応じて事業者を選定することができます。但し、第三者への委託については、あらかじめ市の承認を受ける必要があります。なお、現在、高齢者、障害者、母子・父子・寡婦等で構成される団体等に委託している業務については、仕様書の規定に基づき、原則として引き続き当該団体等に委託するものとしています。但し、特別な理由等により契約が困難な場合は、理由書を提出することにより、別の取扱いとすることができます。

No16 現在の職員配置について、常勤・非常勤・パート等の区分別人数、勤務時間及び年間人件費の実績をご教示ください。

回答:現在の職員配置については、常勤3名、非常勤3名、パート1名となります。なお、勤務時間については、施設の開館時間に準拠します。なお人件費は No4 を参照ください。

No17 仕様書上、施設運営上最低限必要となる職員配置人数及び時間帯別の最低配置人数をご教示ください。

回答:仕様書では、施設に管理責任者(館長)及び適切に管理運営するための職員を配置するとともに、受付に従事する職員を配置することとしています。また、教育普及のため、学芸員の配置に努めることとしています。一方、具体的な職員数及び時間帯別の最低配置人数については定めていません。指定管理者において、開館時間、業務内容、安全管理等を踏まえ、適切な配置計画を作成してください。

No18 館長、副館長、学芸員、司書、その他専門職について、必置となる職種、人数、資格及び勤務時間をご教示ください。

回答:仕様書では、管理責任者である館長を配置するとともに、受付に従事する職員を配置することを求めています。また、教育普及のため、学芸員の配置に努めることとしていますが、必置とはしていません。なお、副館長、学芸員、司書その他の専門職について、必置となる職種、具体的な人数、資格及び勤務時間は定めていません

No19 学芸員等の専門職員について、常勤配置が必要でしょうか。また、外部委託又は他施設との兼務は可能でしょうか。

回答:学芸員等の専門職員について、常勤配置を必須とはしていません。また、他施設との兼務等についても仕様書上不可としていません。

No20 職員研修について、指定管理者に義務付けられている研修内容、回数及び年間想定費用をご教示ください。

回答:仕様書では、館長の職務として、職員の技術・マナーの向上に努めること、事故・労働災害の防止に努めること等を定めています。また、消防法に基づく消火設備の点検及び避難訓練、災害時等の非常事態を想定した訓練等を求めています。これら以外の具体的な研修内容、回数及び年間想定費用については指定していません。指定管理者において、必要な研修計画及び経費を提案してください。

No21「原則として、引き続きそれらの団体等に委託するものとする。」とありますが、委託する業務内容、人数、就業時間、給与等についてご教示ください。

回答:現在、清掃業務について「特定非営利活動法人大牟田市母子寡婦福祉会」へ委託しています。但し、具体的な人数、個々の就業時間及び給与等については、市では把握していません。仕様書では、高齢者、障害者、母子・父子・寡婦など社会的に就労困難な方々で構成される団体等に現在委託している業務について、原則として引き続き当該団体等に委託することとしています。特別な理由等により契約が困難な場合は、理由書を提出することにより、別の取扱いとすることができます。

No22 過去 3 年間の電気使用量及び電気料金について、年度別にご教示ください。

回答:電気使用量及び電気料金については、以下となります。

	5年度	6年度	7年度
電気使用量	42528kw	43151kw	44626kw
電気料金	1,400,027 円	1,431,603 円	1,492,222 円

No23 過去 3 年間の水道・ガス等の使用量及び支払額を年度別にご教示ください。

回答:水道使用量及び水道料金は以下となります。なお、ガスの使用はありません。

	5年度	6年度	7年度
使用水量	278 m ³	254 m ³	274 m ³
水道料金	124,547 円	110,724 円	122,987 円

No24 令和 9 年度から令和 13 年度までの間に、市が予定している空調、照明、給排水、電気設備等の更新・改修計画があればご教示ください。

回答:現時点において、令和 9 年度から令和 13 年度までの間に、市が予定している空調、照明、給排水、電気設備等の更新・改修計画はありません。なお、今後の施設の状況等により、修繕等が必要となる場合があります。

No25 施設玄関前や動物園の園内に、誘導の為の案内板、看板等を設置することが可能ですか。

回答:施設の設置目的、景観、安全管理等に支障がない範囲で、設置場所、内容等について市及び動物園指定管理者と協議の上、設置することができます。

No26 現在特定非営利活動法人が設置されている自販機と同内容の自販機の設置は可能ですか。

回答:自動販売機については、施設の設置目的の達成、施設機能の向上及び利用者の利便性向上につながるものとして市が認める場合には、設置することができます。指定管理者が新たに設置する場合は、事業計画書等に設置場所、内容、数量等を記載し、あらかじめ市の承諾を得る必要があります。なお、現在、特定非営利活動法人大牟田市母子寡婦福祉会が設置している自動販売機については、ひとり親家庭等を取り巻く環境の改善に資する観点から、引き続き設置するものとしています。

No27 現在特定非営利活動法人が設置されている自販機について、売上金の回収及び商品の補充、電気代等支払い管理についてご教示ください。

回答:売上金の回収及び商品の補充については、設置された自動販売機メーカーが行っています。電気料金については、市から電気使用量に係る納付書を発行し、設置者である特定非営利活動法人大牟田市母子寡婦福祉会が支払っています。

No28 過去 3 年間のイベント参加料、物販売上、自主事業収入、その他収入について、年度別実績をご教示ください。

回答:過去に実施したイベント・ワークショップにおいて、制作費・材料費として徴収した金額については、以下のとおりです。

- ・豆えほんづくりワークショップ 2,300 円
- ・オイルパステルで描こう！おかしな里 1,000 円
- ・ワクワク建築家の遠藤幹子さんと遊ぼう「しんぶん どうぶつえん」 500 円

なお、物販売上、自主事業収入、その他収入については、主にショップにおける売上となるため、No.29 をご参照ください。

No29 現在のショップ等における年間売上額、売上原価及び粗利益について、開示可能な範囲でご教示ください。

回答:年間売上額は以下となります。なお売上原価及び粗利益について市では把握しておりません。5 年度: 4,500 千円、6 年度:5,200 千円、7 年度:5,000 千円

No30 現在の物販について、運営主体、契約形態、売上の帰属及び施設使用料等の取扱いをご教示ください。

回答：現在の物販については、運営主体及び売上の帰属先はいずれも現業務委託者となっています。売店の設置については、美術館の魅力向上に資する取組として位置付けていることから、施設使用料は徴収していませんが、売上額の3%が市へ還元されます。

なお、次期指定管理者については、仕様書に基づき、施設の魅力向上、集客力向上及び利用者の利便性向上に資するものとして、館内ショップを設置することができます。ショップの売上収入は指定管理者の収入となります。

No31 カフェ、軽飲食、菓子、飲料等の自主事業を指定管理者が実施することは可能でしょうか。また、必要な許認可及び使用料等があればご教示ください。

回答：カフェ、軽飲食、菓子、飲料等については、施設の設置目的及び利用者の利便性向上等に資する自主事業として提案することができます。実施に当たっては、事業内容、営業場所、営業時間等について市と協議するとともに、食品衛生法その他関係法令に基づき必要となる許認可等を取得してください。

No32 企業等からの協賛金、スポンサー料及び広告収入を得る自主事業は可能でしょうか。

回答：施設の設置目的及び管理運営に支障がなく、施設の魅力向上、誘客等に資するものであれば、自主事業として提案することは可能です。但し、実施内容については市と協議するとともに、必要な承認等を受けてください。

No33 館内スペースを撮影、イベント、講演会、企業研修等に貸し出す自主事業は可能でしょうか。

回答：施設の設置目的及び管理運営に支障がない範囲において、撮影、イベント、講演会、企業施設活用を自主事業として提案することは可能です。具体的な利用方法、料金設定等については、市と協議してください。

No34 入館料、イベント参加料その他利用料金について、指定管理者から料金体系の変更・新設を提案することは可能でしょうか。

回答：本施設は利用料金制を採用しておらず、入館料等について指定管理者が独自に利用料金を提案することはできません。なお、イベント参加料については自主事業として提案することは可能です。

No35 単発で、現在の開館時間を延長し、夜間イベントやナイトミュージアム等を実施することは可能でしょうか。

回答：動物園条例では、動物園と同じ開園時間及び休館日で運用することとしていますので単独で原則実施することはできません。そのため、通常の開館時間を超えて単発の夜間イベント等を実施する場合は、条例上の取扱い、安全管理、警備、職員配置等を踏まえ、事前に市や動物園指定管理者と協議し、必要な手続きを行う必要があります。

No36 過去3年間の月別入館者数をご教示ください。

回答:月別入館者数は以下となります。

月	5年度	6年度	7年度
4月	10,784人	9,050人	10,190人
5月	11,969人	11,738人	11,771人
6月	4,492人	4,060人	3,782人
7月	3,417人	1,908人	1,993人
8月	4,535人	3,398人	1,993人
9月	6,492人	6,127人	5,014人
10月	10,637人	8,316人	8,059人
11月	10,447人	9,109人	11,857人
12月	4,055人	4,614人	3,900人
1月	7,332人	7,302人	6,135人
2月	8,148人	7,302人	7,753人
3月	8,792人	9,407人	11,796人

No37 年齢層、居住地、市内・市外、団体・個人等について把握している来館者データがあればご教示ください。

回答:年齢層、居住地、市内・市外、団体・個人等の詳細な来館者属性については、現在把握していません。

No38 過去3年間に実施したイベント、企画展、ワークショップ等について、名称、開催回数、参加者数及び事業費をご教示ください。

回答:以下となります。

年度	区分	名称	回数	開催日・期間
5年度	企画展	おもしろいきものもり～藤浩志のかえっこおもちゃでつくる世界～	1	6/24～10/9
	イベント・WS	人と鳥の未来を描こう(約50名)	2	7/22～7/23
	イベント	ともだちや絵本美術館 第1回 かえっこ(約50名)	1	8/6
	イベント	ともだちや絵本美術館 第2回 かえっこ(約40名)	1	9/10
	イベント・WS	アクロス・ミュージアムコンサート in 大牟田市ともだちや絵本美術館(約200名)	1	10/1
	イベント・WS	ユキヒョウ姉妹がやってくる! ユキヒョウをもっと好きになるイベント(約150名)	2	10/21～10/22
	企画展	はらっぱ	1	10/20～2/18
	イベント・WS	絵本とアートのマルシェ 2023(約150名)	1	11/23
	企画展	企画展示『はらっぱ 遊園地建設中』	1	2/23～6/16
6年度	イベント	カレーライスやでえ(約200名)	1	6/2
	企画展	とびだす すもうのずかん展	1	6/28～8/15
	イベント・WS	トントン紙相撲大会 最強力士決定戦(約150名)	1	7/21

7 年度	企画展	はしもとみお巡回展 いきものたちの物語	1	8/23～9/29
	イベント・WS	はしもとみお巡回展『いきものたちの物語』オープニングイベント(約200名)	2	8/24～8/25
	イベント	アクロス・ミュージックキャラバン in 大牟田市ともだちや絵本美術館(約300名)	1	9/29
	イベント	ザ・スタッカーツのおんがくうんどう会(約200名)	1	10/14
	企画展	絵本の中のおくりもの	1	10/11～4/13
	企画展	満開！空想力。	1	4/25～6/8
	イベント・WS	ごとうちの日(音楽と読み聞かせ／豆えほんづくり／オイルパステル等)(約200名)	1	5/11
	企画展	いつものがたり展	1	6/20～7/27
	イベント・WS	ワクワク建築家の遠藤幹子さんと遊ぼう しんぶん どうぶつえん(約200名)	1	6/29
	企画展	おんがく絵本の世界展 アートムジカ	1	8/8～9/28
7 年度	イベント	アクロス・ミュージックキャラバン in 大牟田市ともだちや絵本美術館(約300名)	1	9/28
	イベント	あつまれ！うんち(約150名)	1	9/14
	企画展	降矢なな 奇想天外原画展	1	10/10～4/12
	イベント	ザ・スタッカーツのおんがくうんどう会(約100名)	1	10/13
	イベント・WS	絵本とアートのマルシェ&のんびりトーク	1	11/24

なお、事業費については、各年度の業務委託費の事業費内にて実施しております。また、企画展については、一定期間開催のため、総来場者数は不明です。

No39 次期指定管理期間中に既に実施が決定しているイベント、企画展、講座等について、年間回数及び内容をご教示ください。

回答：現時点において、次期指定管理期間中に実施する具体的なイベント、企画展、講座等について、市が実施又は指定するものではありません。但し、仕様書において、えほんギャラリーを活用した企画展示を年3回以上開催すること、読み聞かせ等の事業を継続実施すること、動物園等と連携した企画展示、教育普及活動及び広報を積極的に実施することを求めています。

No40 市が実施又は指定するイベントがありますか。ありましたら、講師謝金、材料費、広告費、会場設営費等の費用負担者をご教示ください。

回答：現時点において、市が実施又は指定する具体的なイベント等はありません。

No41 学校、幼稚園、保育園、団体等の利用について、過去3年間の利用件数及び利用者数をご教示ください。また、指定管理者に利用促進の目標値が設定されるかご教示ください。

回答：学校、幼稚園、保育園、団体等について、区分別の利用件数及び利用者数は把握していません。また、これらについて具体的な数値目標は設定していません。但し、指定管理者の選定においては、利用者の増加、市民・学校・地域団体等との連携及び協働を評価項目としており、具体的な利用促進策について提案を求めています。

No42 共同イベントを開催した場合、ともだちや絵本美術館と大牟田市動物園との間で、受付、チケット、案内、清掃、警備、広報、イベント、施設管理等の業務をどのように分担するのか、具体的にご教示ください。

回答：本施設は大牟田市動物園内に位置しており、仕様書においても、動物園と連携した企画展示、教育普及活動及び広報を積極的に実施し、相乗効果による魅力向上に努めることとしています。共同イベントを実施する場合の受付、案内、広報、イベント運営、清掃、警備、施設管理等の具体的な役割分担については、イベントの内容、規模、実施場所等に応じて、美術館指定管理者と動物園指定管理者が協議の上、決定することとなります。

No43 共同イベントを開催した場合、動物園と美術館の共通券、セット券、年間パスポート等について、指定管理者から新設・変更を提案することは可能でしょうか。また、収入の配分方法をご教示ください。

回答：本施設は利用料金制を採用していないため、共通券、セット券、年間パスポート等の新設・変更については、提案することはできません

No44 動物園来園者を美術館へ誘導するための共同広報、イベント、セット販売等について、指定管理者が独自に企画することは可能でしょうか。

回答：仕様書では、動物園との連携による企画展示、教育普及活動及び広報を積極的に実施することを求めており、選定においても、動物園・美術館との連携による相乗効果、誘客及び回遊性向上を評価項目としています。

そのため、共同広報、共同イベントについても、施設運営に支障がない範囲で積極的に提案してください。しかしながら本施設は利用料金制を採用していないためセット販売については企画することは出来ません。

No45 原画、収蔵品の責任において、収蔵されている原画、絵本、展示物等について、所有権、管理責任、破損・盗難時の負担及び保険加入の範囲をご教示ください。

回答：市が所有・管理する絵本、原画及び備品については、指定期間中、指定管理者に無償で貸与します。指定管理者の故意又は過失により貸与品を毀損又は滅失した場合は、指定管理者が自己の費用により、当該物と同等の価値及び機能を有するものを購入又は賠償することとしています。また、美術館所蔵資料に係る動産総合保険については、市が加入するものとしています。なお、原画等の館外貸出し、画像使用許可その他権利関係については、市と協議の上、取り扱うこととしています。

No46 これまでに発生した過去の重大事故、施設損傷、来館者事故、苦情等について、開示可能な範囲でご教示ください。また、指定管理者に求められる保険の種類及び補償額をご教示ください。

回答：これまで、施設運営に重大な影響を及ぼす事故等は発生していません。本市は全国市長会の「市民総合賠償補償保険」に加入しており、仕様書に定める指定管理業務については同保険の対象となっています。但し、自主事業については対象外です。また、事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任については、事案ごとの原因により判断することとし、第一次的責任は指定管理者が有するものとしています。このため、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう、任意の損害賠償保険に加入してください。なお、仕様書では任意保険の具体的な補償額までは定めていないため、

加入する保険については、指定管理業務及び自主事業の内容を踏まえ、十分な補償内容となるよう設定してください。

No47(1)～(13)の提出部数はすべて正本 1 部及び副本 14 部合計 15 部の提出が必要でしょうか？

回答：提出書類については、正本 1 部及び副本 14 部の合計 15 部を提出してください。

No48 提出書類の押印は必要でしょうか？

回答：押印は必要ありません。

No49 事業計画書及び収支予算書の提出にあたり、文字数並びに枚数の制限はありますか？

回答：募集要項において、事業計画書及び収支予算書について、文字数又は枚数の上限は定めていません。

但し、募集要項に定める記載事項については、漏れなく記載するとともに、簡潔かつ分かりやすく整理してください。また、募集要項では、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合、虚偽の内容を記載した場合等について、無効又は失格となる場合があることを定めています。そのため、枚数を増やすこと自体に制限はありませんが、募集要項及び様式において求めている事項を中心に、必要かつ適切な範囲で作成してください。